

令和6年度 日南市入札監視委員会（第1回） 議事概要

開催日時及び場所	令和6年8月7日（水）13時30分～16時30分 宮崎県自治会館 2階会議室
出席委員氏名 （順不同・敬称略）	楠 茂 樹（上智大学法学部 教授） 松 岡 孝 浩（松岡孝浩法律事務所 弁護士） 海 野 理 香（税理士法人アイビーマートナズ 代表社員税理士） 井 手 真 弓（社会保険労務士法人 ALX 特定社会保険労務士）
出席関係者氏名	<説明者等> 永 井 貴 明（建設部 下水道課 課長補佐兼工務係長） 田 中 俊 光（建設部 下水道課 工務係 副主幹） 荒 木 稔 浩（建設部 建設課 課長補佐兼建設係長） 吉 浜 光 亮（建設部 建設課 建設係 主任技師） 瀬 川 貴 靖（産業経済部 水産林政課 林政係 主査） 川 崎 大 輔（産業経済部 農村整備課 農地整備係 主任技師） 山 口 勝 也（建設部 財産マネジメント課 課長補佐兼建築営繕係長） 片 桐 大 輔（建設部 財産マネジメント課 建築営繕係 主査） 和 田 考 巨（総合政策部 財政課長） 釋迦郡 崇 吉（総合政策部 財政課 課長補佐兼契約係長） 福 元 正 樹（総合政策部 財政課 契約係 主査） 坂 元 光 一（総合政策部 財政課 契約係 副主幹） <事務局> 高 橋 貴 浩（総合政策部 総務課長） 大 田 原 睦（総合政策部 総務課 内部統制係長） 永 友 美 季（総合政策部 総務課 内部統制係 主任主事）
議事概要	1 開会 2 あいさつ ・日南市入札監視委員会 楠委員長 3 審議 (1) 令和5年度下半期公共工事における抽出案件の審査について ① 抽出委員から抽出理由の説明 ・井手委員が226件ある工事の中から抽出した5件について、その理由を説明。 ② 市担当者等から抽出案件の説明 ・入札監視委員会の会場となる自治会館（宮崎市）と日南市役所をオンラインで繋ぎ、抽出した5件について、事業の各工事担当者及び契約係からの説明並びに質疑応答（それぞれ、説明と質疑応答合わせて20分程度）

	③ 総括 ・説明等を受けた5件について、総合的に評価。 ・今回、市に対しての要望等はなし。 ④ 次回抽出委員の選定 ・次回令和6年度上半期分の抽出委員に、海野委員を選定。 (2) その他 ・総合運動公園ウォータースライダー鉄骨階段改修工事のその後について、担当課より報告。 ・入札契約制度の見直し（案）について、財政課契約係より説明。 4 その他 ・なし 5 閉会
委員会意見の内容要旨	【審査案件1】 内之田地区接続管 管路施設工事（3工区） ・1者応札の原因分析（他の案件でも同様の状況なのか、これだけが特殊な状況なのかの見極め）と同時に工事量の平等化も必要である。 ・市内で受注可能な業者が20社あるものの、応札は1者のみ、落札率が99.9%と競争性が認められない。今後、一般競争入札の範囲の拡大を検討する場合は、地域要件の緩和などの正当な競争がなされる条件の設定をセットで検討する必要がある。 ・格付けA級20社あるなかで、1社のみ応札、一般競争入札であっても、競争性に疑問が残る案件と感じる。当面の対応策として、工事発注の平準化以外にできることがあるのか。なお、増額変更契約は、問題ないものとする。 ・A級20社あるが、応じる業者が少ないことによる。変更（試掘の影響と交通誘導員の配置）はあるが、納得できる変更である。 ・業者は発注見通しをたてているように感じられる。 【審査案件2】 富士小目井線 交通安全施設整備工事 ・市内には交通安全施設整備工事業者が不在とのことで、地域要件をはずしての入札であり、落札率に鑑みて、競争性が働いた案件と思われる。 ・市内で対応可能な業者がないため、最低制限価格未満での失格が3者生じる等、高い競争原理が働いた事案であり、工事の評点は低く、仕事の確実性との両立は課題であるが、方向性としては問題は

	ない。 【審査案件3】 二反田橋 橋梁修繕工事 ・最低制限価格に対してランダム係数をかける実務の合理性、デメリットを改めて考えておく必要がある ・行政として、ルールは守らざるを得ないが、制度疲労ともいうべき状況を反映した案件であり、希望制指名（受注意欲のある業者に手を挙げさせて指名する）など、代替的なルール作りを検討すべきと考える。 ・最低制限価格の範囲設定（ランダム・非公表）により、情報漏洩のリスクは避けられる制度設計になっているが、最低制限価格の設定範囲については、妥当性の検証も必要と考える。 ・工事の品質が危ぶまれるものが最低制限価格であるはずだが、その矛盾が解消できない。 ・どうせ運ならびったりで、という行動につながっているのではないかと思われる。 ・最低制限価格の公表についてはメリットよりデメリットのほうが大きいので現状を変える必要性は感じない。 ・時期等による平準化や地域要件の緩和など、辞退が減るような工夫が必要である。 【審査案件4】 花川橋 橋梁修繕工事 ・全社辞退が2度出るのであれば受注意欲等の見極めも同時に大事だと考える。 ・不調2回、2回目は予定価格が減額され、不調事案で予定価格が減額されていることに違和感を覚える。結果的に、CDランク以外（近隣Aランク業者）との随意契約で落ち着き、今回は、当初予定価格で決着している（不調続きの随契は予定価格を変えられないが、緊急随契なので予定価格変更可）。 ・2回やって同じ結果であり、積算の根拠を変えるのは難しいのだろうが、受注されることを優先するよう考える必要がある。 ・諸々の事情はあると思うが、発注は一回で決めることが大切である。 ・緊急随契との整理が必要であり、明確に回答ができない状態は今後において好ましくない。 ・行政としての対応は、ルール通りに粛々と実行していくことが必要である。 ・異質な状況に敏感になる必要がある。その結果、改正等が必要に
--	--

			なる場合もある。 ・随意契約をするに際して、施行令 167 条の 2 第 1 項の 5 号を根拠とする文書と、8 号を根拠にする文書があり、それらのいずれも決裁されている。 ・職員の基礎知識の欠如に不安を感じる。今後、契約事務の簡略化・効率化を検討する場合には、個々の職員の能力向上が前提である。 ・5 号の緊急性と 8 号の緊急性の整理が必要かと思われる（「入札・契約事務の適正化について」）。 【審査案件 5】 海門木下線 道路維持工事 ・過去実績で 2 億超のものは J V で出していた（管理しきれないという事情）が、物価高騰の影響で現状 2 億超の規模でも、1 社管理可能な規模となっていることがうかがわれる。 ・効率性の観点からは、合理的とは言えないが、行政は、状況の変化に応じて、柔軟に運用することが難しく、手続きの簡略化を勝手に行うことはできないため、今回の手順を踏まざるを得ないと感じた。 ・刑事事件をきっかけに、運用マニュアル等を廃止したが、J V に関しては明文のない基準があるとしたうえで指名審査委員会で個別に決定しているように感じる。 ・J V とするのか、どのような条件の J V をするのか、という発注者側の専門的判断が安易に覆されているのはどうかと感じるが、基準の明確化は必要と感じる。
公共事業審議対象期間			令和 5 年 10 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日
公共事業抽出案件			総件数 5 件
内 訳	一般競争入札	2 件	(備考) 対象件数 226 件
	指名競争入札	2 件	
	随意契約	1 件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等			意見・質問
			回答等
			非 公 表
その他			なし